

特に記載がない場合は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。

羽村市 富士見霊園墓地 の使用者を募集します

▶ 問合せ…生活環境課☎ 204

■今回募集する墓地

申込区分		募集数	墓地使用料	霊園管理料	
区画墓地	1.0㎡	10区画	120,000円	1,020円	
	4.5㎡	2区画	540,000円	3,210円	
	6.0㎡	2区画	720,000円	4,280円	
合葬式墓地	納骨壇	1体用	5基	140,000円	墓地使用料に含まれます
		2体用	10基	280,000円	

※区画墓地では墓石のデザインは自由ですが、墓碑の高さ(2m以内)などの制限があります。また、毎年、霊園管理料がかかります。
※合葬式墓地(合葬室)は、通年で募集を行っています。



▲合葬式墓地(納骨壇)

■申込資格

申込者が次のすべてに該当する場合に申し込むことができます。

居住要件	申込者本人が平成31年4月1日以前から墓地使用許可日まで継続して羽村市に住居票があり居住していること
遺骨の状態	現に納骨すべき遺骨を所持しており、墓地がなくまだ一度も納骨したことがないこと(改葬した遺骨や分骨した遺骨は申込みの対象から除く) ※【納骨壇】2体用は、遺骨1体と申込者本人の生前柩として申込可能
申込遺骨の祭祀の主宰者*	・申込者本人であるか、申込者あるいは申込遺骨との続柄が次の「申込者と申込遺骨との続柄」に該当する方で、区画墓地は墓地の承継ができる方であること ・合葬式墓地は申込遺骨の祭祀を承継する方がいない、またはなくなる見込みであること
申込者と申込遺骨の続柄	申込者と申込遺骨の続柄が次のいずれかに該当していること ※墓地使用者のうち区画墓地を使用しようとするものについては、次の①～③のいずれかに該当する場合に限る。 ①配偶者(夫または妻) ②直系血族の祖父母・父母・子・孫 ③養父母・養子 ④兄弟姉妹およびその配偶者、伯父・叔父、伯母・叔母およびその配偶者、従兄弟、従姉妹 ⑤次に掲げる続柄(墓地使用申込者の配偶者が死亡している場合は、姻族関係を継続している場合に限る) (i) 配偶者の祖父母、父母(養父母を含む)、子(養子を含む)または孫 (ii) 配偶者の兄弟姉妹、伯父・叔父、伯母・叔母(その配偶者を含む) (iii) 配偶者の従兄弟または従姉妹
その他	使用許可日は令和4年12月1日(木) 区画墓地は、使用許可証交付後、6か月以内に墓石等埋蔵施設を設置することができること。合葬式墓地は、墓地使用許可日から6か月以内に納骨できること。各市税や介護保険料、後期高齢者医療保険料に滞納がないこと

*「祭祀の主宰者」とは

死亡者の親族の合意のもとに、葬儀の喪主または法事の施主を務めるなど、現在、申込遺骨を守り、かつ、将来にわたって遺骨および墓所を守り、管理していく立場にある方

「申込みのしおり」配布
配布期間 8月1日(月)～9月9日(金)
配布場所 市役所西庁舎2階生活環境課

申込み・決定方法など

申込み 8月12日(金)～9月9日(金)の午前9時

～午後5時(正午～午後1時および土・日

曜日を除く)に「申込みのしおり」に添付

の申込書に必要事項を記入し、直接、生活

環境課へ

※電話・郵送などでの申込みはできません。

※申込時に資格要件を確認します。

※申込資格のある方1人につき、1通1か所

のみ申し込むことができます。

決定方法 9月15日(木)午前10時から、市役所

東庁舎2階204会議室で公開抽選

書類審査 当選後、書類審査があります。

マイナポイント第2弾の 全サービスに申し込めるようになりました!

マイナンバーニュース NO.27



▶マイナンバー制度・マイナポイントに関する問合せ…情報政策課☎ 518
▶マイナンバーカード交付に関する問合せ…市民課受付係☎ 122

令和4年9月末までにマイナンバーカードの申請をした方を対象に、「マイナポイント第2弾」が申し込めるようになりました。



▲マイナポイントウェブサイト

マイナポイント第2弾の内容

(1)マイナンバーカードを新規に取得した方に最大5千円分のポイント付与

民間のキャッシュレス決済サービス(対象の電子マネー、QRコード決済など)でチャージまたは買い物をする時、利用金額に応じて、上限5千円分のポイントがもらえます。
※すでに(1)に申し込み、5千円分のポイントを受け取った方は対象外です。
ポイント付与率 チャージまたは買い物額の25%

(2)健康保険証としての利用申込を行った方に7500円分のポイント付与

マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込を行うことで、民間のキャッシュレス決済サービスで、7500円分のポイントがもらえます。

(3)公金受取口座の登録を行った方に7500円分のポイント付与

公金受取口座の登録を行うことで、民間のキャッシュレス決済サービスで、7500円分のポイントがもらえます。
※対象となるサービス、利用方法などは、決済サービスごとに異なります。詳しくは、マイナポイントウェブページの「対象となる決済サービス検索」のページで確認してください。

マイナポイント第2弾の申込期限
令和5年2月28日(火)

マイナポイントの申込方法

①スマートフォンで申込み

「マイナポイントアプリ」から申し込むことができます。アプリは左の二次元コードからダウンロードすることができます。
※一部対応しないスマートフォンがあります。
※1台のスマートフォンで複数の方の申込みができます。



▲マイナポイントダウンロード(iOS版)



▲マイナポイントダウンロード(Android版)



▲マイナポイントアプリ対応スマートフォン一覧

②マイナポイント手続スポットで申込み

郵便局、コンビニ、携帯ショップなど、市内のマイナポイント手続スポットは、マイナポイントウェブページの「マイナポイント手続スポット検索」で確認できます。

③市役所で申込み

スマートフォンやマイナポイント手続スポットで申し込むことができない方に、羽村市役所で申込支援を行っています。
※8月末までは混雑が予想されます。

受付日時 月～金曜日(祝日を除く)の午前8時30分～午後4時30分(午前11時30分～午後1時を除く)、土曜開庁日の午前8時30分～11時30分

受付場所 市役所1階市民課受付係

申込みに必要なもの

○マイナンバーカード

○マイナンバーカード受取時に設定した数字4桁のパスワード

○マイナポイントを申し込むキャッシュレス決済手段(ICカード、専用アプリなど)

○口座情報が分かるもの(例:預金通帳、キャッシュカードなど。公金受取口座の登録によるポイントを申し込む場合には必要です)

【注意】

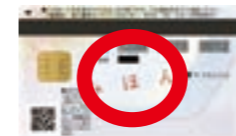
※(1)(2)(3)は、すべて同じ決済サービスで申し込むことになります。

※6月30日以前に(1)の申込みをした方は、(2)(3)を別の決済サービスにすることができます。

※マイナポイントの申込完了後は、決済サービスを変えることができません。

※マイナポイントの申込みにはマイナンバーカードが必要です!

※通知カードでは申込みできません。



▲マイナンバーカード



▲通知カード

状況により、施設が休館したり、事業などが変更・延期・中止になる場合があります。最新情報は、市公式サイト・各施設のウェブサイトなどで確認してください。